

アムンディ・グローバル漁業関連株投信

Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）

追加型投信／内外／株式

投資信託説明書（交付目論見書）

2013年6月21日



- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行う「アムンディ・グローバル漁業関連株投信 Aコース（為替ヘッジあり）」および「アムンディ・グローバル漁業関連株投信 Bコース（為替ヘッジなし）」の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年8月10日に関東財務局長に提出しており、平成24年8月11日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記＜ファンドに関する照会先＞のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記＜ファンドに関する照会先＞までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
アムンディ・グローバル 漁業関連株投信 Aコース (為替ヘッジあり)	追加型投信	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
アムンディ・グローバル 漁業関連株投信 Bコース (為替ヘッジなし)								なし

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

■委託会社〔ファンドの運用の指図を行う者〕

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第350号

設立年月日：1971年11月22日

資本金：12億円（2012年9月末現在）

運用純資産総額：1兆3,433億円（2012年11月末現在）

■受託会社〔ファンドの財産の保管および管理を行う者〕

三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

■＜ファンドに関する照会先＞

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900（フリーダイヤル）

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

平成 25 年 6 月

投資家の皆さまへ

アムンディ・ジャパン株式会社

「アムンディ・グローバル漁業関連株投信
A コース（為替ヘッジあり）／B コース（為替ヘッジなし）」
信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、追加型証券投資信託「アムンディ・グローバル漁業関連株投信 A コース（為替ヘッジあり）／B コース（為替ヘッジなし）」（以下「各ファンド」といいます）は受益者の皆さまの長期的な資産運用の一助となるべく運用を行ってまいりましたが、各ファンドの純資産総額が投資信託約款に定められた投資信託契約の解約の基準である 30 億円を下回る状態が続いており、十分に分散されたポートフォリオを組むことが困難なため、本来の商品性を維持した形での運用の継続が難しい状況でございます。弊社と致しましては、このまま運用を継続するよりも、各ファンドの投資信託契約を解約し、お預かりした運用資産を受益者の皆さまにお返しすることが受益者の皆さまの利益に資すると判断致しました。

そのため、各ファンドは平成 25 年 6 月 21 日時点の受益者（平成 25 年 6 月 19 日までに購入のお申込みをなされた方を含みます）を対象に、下記の日程で信託終了（繰上償還）に関する書面決議の手続きを行うことと致しました。

本決議は、各ファンドにつき、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り平成 25 年 9 月 13 日をもって各ファンドの信託を終了（繰上償還）致します。また、購入のお申込みは平成 25 年 7 月 17 日までとし、平成 25 年 7 月 18 日以降の購入のお申込みは受け付けません。何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

信託終了（繰上償還）に係る書面決議の手続きおよび日程

- | | |
|------------------|-------------------------------------|
| ① 受益者の確定 | 平成 25 年 6 月 21 日 |
| ② 書面による議決権の行使の期間 | 平成 25 年 6 月 21 日 ～ 平成 25 年 7 月 12 日 |
| ③ 書面による決議の日 | 平成 25 年 7 月 16 日 |
| ④ 信託終了（繰上償還）予定日 | 平成 25 年 9 月 13 日 |

お申込みの際は、上記の件につきましてご留意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

「アムンディ・グローバル漁業関連株投信 Aコース（為替ヘッジあり）」、「アムンディ・グローバル漁業関連株投信 Bコース（為替ヘッジなし）」を、それぞれ「グローバル漁業関連A」、「グローバル漁業関連B」と略す場合があります。

ファンドの特色

1

「アムンディ・グローバル漁業関連株投信 Aコース（為替ヘッジあり）」（以下「Aコース」といいます）および「アムンディ・グローバル漁業関連株投信 Bコース（為替ヘッジなし）」（以下「Bコース」といいます）は、「アムンディ・グローバル漁業関連株マザーファンド」受益証券（以下「マザーファンド」といいます）への投資を通じて、主として世界の漁業関連企業の株式等に実質的に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 新興国の人口拡大と食の欧米化、および先進国の健康志向の高まりにより、今後ますます増加する魚需要から利益を享受できる世界の漁業関連企業の株式等に投資します。
- 限られた水産資源を確保するために政府および民間の巨額の投資が期待されており、その恩恵を受ける企業の株式等にも投資します。
- 漁業・養殖、装備・機器、魚関連レストランの3つのセクターの中から、マクロ分析等によるトップダウン、財務分析等によるボトムアップの両方を駆使し、中長期的に安定した成長が期待できる株式等に投資します。
- 漁業関連の株式は中小型の銘柄が比較的多く、世界株式の代表的な参考指数であるMSCIワールド・インデックスの採用銘柄に含まれていない株式を多く含みます。

2

マザーファンドにおける運用指図の権限を、グローバルな農業・水産関連株の運用に実績のあるアムンディに委託します。

- アムンディは1980年代初頭から商品関連ファンドの運用を行うなど、豊富な運用経験があります。
- アグリカルチャー・セクターに特化した、ユニークな内部調査の体制を整えています。
- アムンディの75%の株主であるクレディ・アグリコル・グループは、フランスの農業系金融機関の中央機関として設立され、世界の農業系金融機関と親密な関係を構築しています。

3

原則として為替ヘッジを行うAコース、原則として為替ヘッジを行わないBコースとの間でスイッチング*が可能です。

※ AコースまたはBコースを換金した場合の手取金をもって、その換金の申込受付日に、もう一方のファンドの購入のお申込みを行うことをいいます。

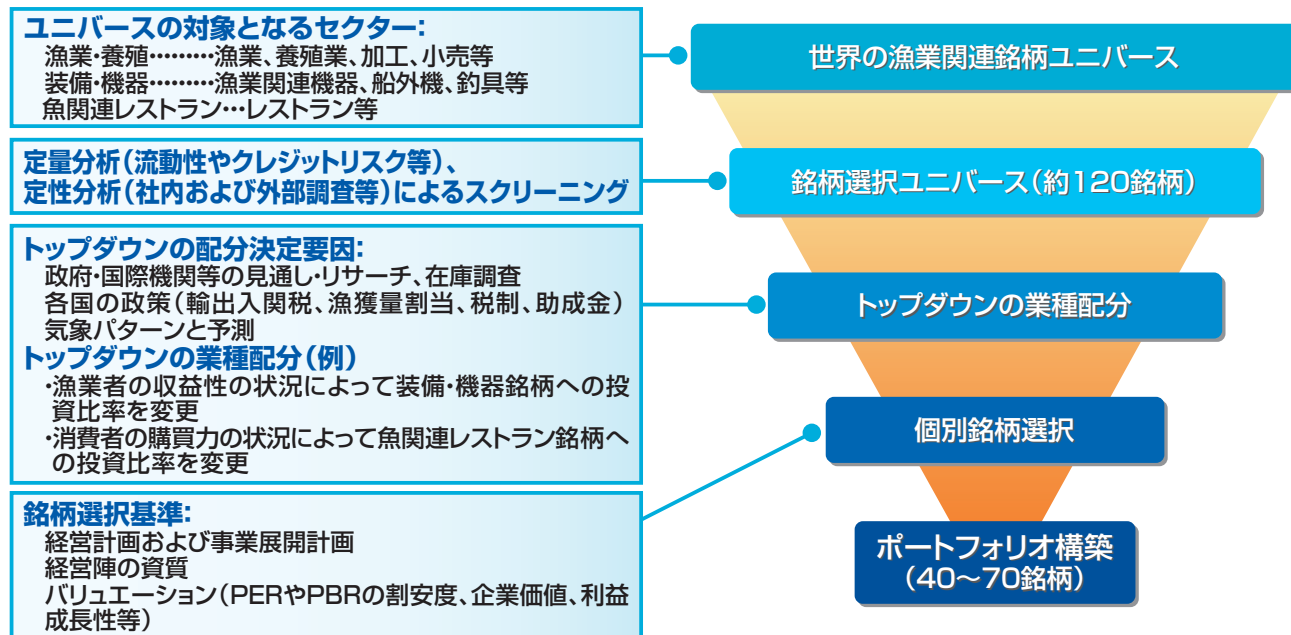
- Aコースの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- スwitchingの際には、換金時と同様に、費用・税金がかかりますのでご注意ください。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

● ファンドの投資プロセス ●

<運用プロセス>

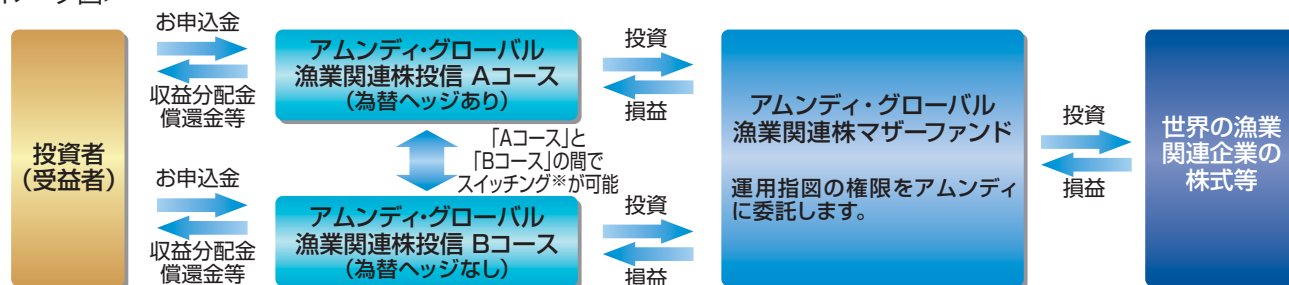
- トップダウン・アプローチによる業種配分に加え、ファンダメンタルズ分析による個別銘柄選択によってポートフォリオを構築します。



● ファンドの仕組み ●

AコースおよびBコースは「アムンディ・グローバル漁業関連株マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。

<イメージ図>



※スイッチングの際には、換金時と同様に、費用・税金がかかりますのでご注意ください。

● 主な投資制限 ●

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券への投資制限
投資信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

● 配分方針 ●

- ◆ 毎決算時(年1回。原則として毎年5月10日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- 分配対象額
繰越分も含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配対象額についての配分方針
収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用方針
留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として世界の漁業関連企業の発行する株式など、値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割り込むことがあります**。ファンドの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の主な変動要因

① 価格変動リスク

株式は、国内外の政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する株式のうち中小型株は、株式市場全体に比べ値動きが大きくなる傾向があり、株式市場全体が下落した場合、その値動き以上に下落するおそれがあります。

② 流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、市場で売買可能な株式数の少ない株式では、売却価格が著しく低下することがあり、その影響を受けファンドの基準価額の下落要因となります。

③ カントリーリスク

海外市場に投資する場合、投資対象国・地域の社会情勢または国際情勢の変化により、市場が不安定になることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できない場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により外貨建資産の円換算価格が変動します。外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、外貨建資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。

⑤ 銘柄選定方法に関するリスク

トップダウン・アプローチによる業種配分に加え、ファンダメンタルズ分析による個別銘柄選択により運用を行うため、ポートフォリオの構成銘柄は、株式市場全体の構成銘柄とは異なります。そのため、株式市場全体の値動きと異なり、株式市場全体が下落した場合、その値動き以上に下落することがあります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり方が小さかった場合も同様です。

ファミリーファンド方式による影響

マザーファンドを共有する他のファンドの資金の急激な増減がマザーファンドの運用に影響を与える場合があり、その影響がマザーファンドを共有する他のファンドに及ぶ可能性があります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

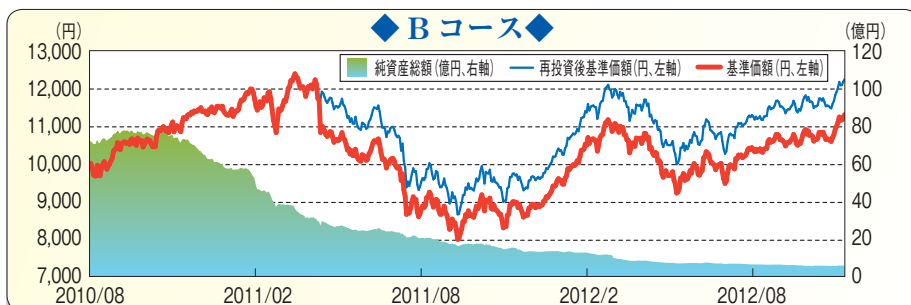
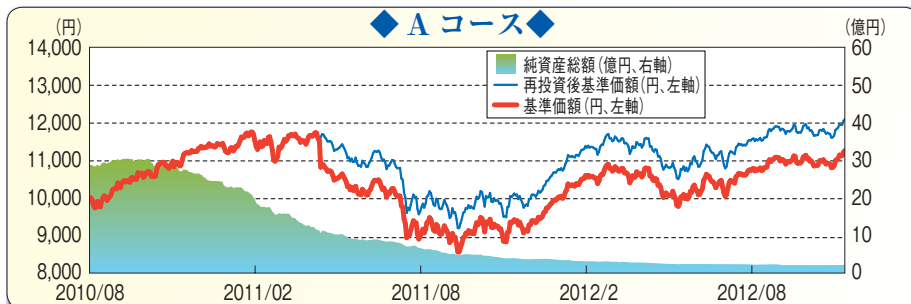
◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

運用実績

基準価額・純資産の推移、分配の推移

2012年11月30日現在

基準価額と純資産の推移



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。
 ※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

基準価額と純資産総額

	A コース	B コース
基準価額	11,258円	11,302円
純資産総額	2.14億円	5.76億円

分配の推移

決算日	A コース	B コース
1期(2011年5月10日)	800円	900円
2期(2012年5月10日)	0円	0円
設定来累計	800円	900円

※分配金は1万口当たり・税引前です。

騰落率

	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	設定来
A コース	3.67	4.98	11.98	23.77	—	20.91
B コース	6.27	9.60	18.22	30.60	—	22.42

※騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
 ファンドの騰落率であり、実際の投資家利回りとは異なります。

主要な資産の状況

【ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位10銘柄および組入業種はマザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。】

資産配分

	純資産比 (%)	
	A コース	B コース
株式	98.9	99.0
現金等	1.1	1.0
合計	100.0	100.0

※比率は純資産総額に対する実質投資割合です。
 ※現金等には未払諸費用等を含みます。

組入業種

	業種	比率 (%)
1	漁業・養殖	56.6
2	装備・機器	34.9
3	魚関連レストラン	8.5

※全3業種
 ※比率は、マザーファンドの組入
 有価証券評価額に対する評価
 金額の割合です。

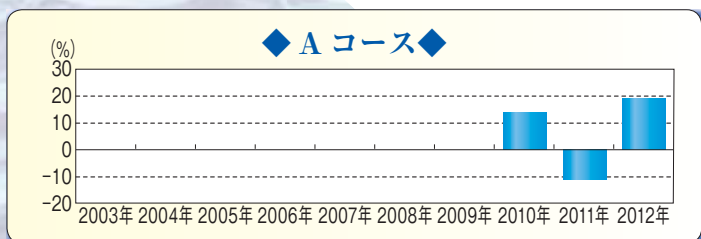
※個別銘柄の業種分類は、アムンディが独自に定めたものです。
 ※四捨五入の関係で合計が100.0%とならない場合があります。

組入上位10銘柄

	銘柄名	国・地域	業種	比率 (%)
1	マリンハーベスト	ノルウェー	漁業・養殖	5.03
2	タイ・ユニオン・フローズン	タイ	漁業・養殖	4.58
3	セルマク	ノルウェー	漁業・養殖	4.55
4	ジャーデン	アメリカ	装備・機器	4.26
5	チャロン・ボカパン	タイ	漁業・養殖	4.06
6	ディックス・スポーツ・グッズ	アメリカ	装備・機器	3.99
7	ブランズウィック	アメリカ	装備・機器	3.94
8	ダーデン・レストラン	アメリカ	魚関連レストラン	3.82
9	カベラス	アメリカ	装備・機器	3.79
10	AVI	南アフリカ	漁業・養殖	3.61

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する評価金額の割合です。

年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
 ※ファンドにはベンチマークはありません。
 ※2010年は設定日(8月20日)から年末までの騰落率、2012年は年初から11月30日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

お申込みメモ

購 入 単 位	各申込コースの購入単位は以下の通りです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>申込コース</th><th>購入単位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般コース</td><td>1 万口以上 1 万口単位</td></tr> <tr> <td>自動けいぞく投資コース</td><td>1 万円以上 1 円単位</td></tr> </tbody> </table> 詳しくは販売会社にお問合せください。(購入後のコース変更はできません。)	申込コース	購入単位	一般コース	1 万口以上 1 万口単位	自動けいぞく投資コース	1 万円以上 1 円単位
申込コース	購入単位						
一般コース	1 万口以上 1 万口単位						
自動けいぞく投資コース	1 万円以上 1 円単位						
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。						
購 入 代 金	原則として、購入申込受付日から起算して6営業日目までにお申込みの販売会社にお支払いください。						
換 金 単 位	各申込コースの換金単位は以下の通りです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>申込コース</th><th>換金単位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般コース</td><td>1 万口単位</td></tr> <tr> <td>自動けいぞく投資コース</td><td>1 円単位</td></tr> </tbody> </table>	申込コース	換金単位	一般コース	1 万口単位	自動けいぞく投資コース	1 円単位
申込コース	換金単位						
一般コース	1 万口単位						
自動けいぞく投資コース	1 円単位						
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。						
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目以降にお支払いします。						
購入・換金申込 受 付 不 可 日	フランスの祝休日もしくはユーロネクストの休場日またはニューヨークの銀行休業日の場合はスイッチングを含め、受け付けません。						
申 込 締 切 時 間	原則として毎営業日の午後3時 [*] までに購入・換金のお申込みができます。						
購入の申込期間	平成24年8月11日から平成25年8月9日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。						
換 金 制 限	1日1件5億円を超える換金のお申込みは受け付けません。また投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、諸事情により金融商品市場等が閉鎖された場合等一定の場合に換金の制限がかかる場合があります。						
購入・換金申込受付の 中 止 及 び 取 消 し	委託会社は、金融商品市場における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取り消すことができます。						
信 託 期 間	平成22年8月20日(設定日)から平成32年5月11日までとします。						
繰 上 償 還	委託会社は、投資信託財産の純資産総額が各ファンドにつき、30 億円を下回った場合または信託を終了させることが投資者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、信託期間を繰り上げて信託を終了させることができます。						
決 算 日	年1回決算、原則毎年5月10日です。当該日が日本の休業日の場合は翌営業日とします。						
収 益 分 配	年1回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 「自動けいぞく投資コース」は税引後無手数料で再投資されます。						
信託金の限度額	各ファンドの信託金の限度額は 5,000 億円です。						
公 告	日本経済新聞に掲載します。						
運 用 報 告 書	毎年5月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けいたします。						
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。						
ス イ ッ チ ン グ	「A コース」と「B コース」との間にスイッチングが可能です。						

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。
本書作成日現在の料率上限は、**3.15% (税抜 3.0%)**です。
詳しくは販売会社にお問合せください。

信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に **0.3%**を乗じて得た金額とします。

<投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し**年率1.785% (税抜1.70%)**を乗じて得た金額とし、
ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

(信託報酬の配分)

(年率)

委託会社	0.8715% (税抜 0.83%)
販売会社	0.8715% (税抜 0.83%)
受託会社	0.0420% (税抜 0.04%)

(支払方法)

毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。

委託会社がマザーファンドの投資顧問会社であるアムンディに支払う報酬額は、投資信託財産の日々の純資産総額に年率0.83%以内の料率を乗じて得た金額とし、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに、委託会社の報酬から支払うものとします。

◆上記の運用管理費用(信託報酬)は、本書作成日現在のものです。

その他の費用・手数料

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

また、有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用がかかります。

※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%

◆上記は、平成25年1月現在のものです。平成26年1月1日以降は20.315%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

◆法人の場合は上記とは異なります。

◆税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

[illegible]

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

[illegible]

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

[illegible]

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

目論見書補完書面（投資信託）

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)
この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を（前受金等）お預かりした上で、お受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 142 号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-9-1
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100 億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成 13 年 5 月
連絡先	03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等について

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店まで申し出ください。

なお、お取引についてのトラブル等は、以下の ADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

注）ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

※当ファンドに関するお問い合わせは、お取引のある本支店にご連絡ください。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に内外の株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

「アムンディ・グローバル漁業関連株投信 A コース/B コース」の購入時手数料について

野村證券株式会社における購入時手数料は、購入申込日の翌営業日の基準価額に以下の手数料率を乗じた額とします。

(購入時手数料=購入口数×基準価額×手数料率)

購入口数	手数料率
1 億口未満	3.150% (税抜 3.0%)
1 億口以上 5 億口未満	1.575% (税抜 1.5%)
5 億口以上	0.525% (税抜 0.5%)

◆ A コース、B コース間のスイッチングによる購入の場合は、無手数料とします。

◆ 「自動けいぞく投資コース」を選択したご投資家が、収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

詳しくは野村證券窓口にお問い合わせ下さい。



32930061